

社会福祉法人水の会 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止方針

【基本方針】

社会福祉法人水の会は、すべての職員が互いに尊重し合い、安全で働きやすい職場環境の実現に向け、セクシュアルハラスメントを含むハラスメントの防止に努めています。

当法人の採用選考に応募する求職者のほか、実習生や施設見学者等（以下「求職者等」という。）に対するセクシュアルハラスメント行為も禁止します。

【対象職員】

当法人に勤務するすべての職員や役員（以下「職員等」という。）が対象です。

【禁止行為】

当法人の職員等は、求職者等に対して、立場や優位性を利用した以下のような行為を行ってはいけません。これは、施設内外を問わず、勤務時間外も適用されます。特に、面接官や、実習生等に対応する職員等は、高い倫理観を持った行動が求められます。

- ・性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問や発言をすること
- ・わいせつな画像等を見せること
- ・性的な冗談や噂をすること
- ・不必要な身体への接触をすること
- ・食事や交際を執拗に求めること
- ・性的な関係を要求すること

【違反者への対応】

求職者等に対してセクシュアルハラスメント行為を行った職員等に対しては、就業規則に基づき、懲戒処分を含めて厳正に対処します。

【相談窓口】

求職者等本人及び目撃した職員からの相談は、以下の内部通報窓口に通報してください。

＜法人内通報窓口＞

- ・木下事業部長（電話 011-205-0341 メール kinoshita-h@mizunokai.ed.jp）
- ・佐藤指導部長（電話 03-6413-7171 メール sato-c@mizunokai.ed.jp）

＜法人外通報窓口＞

- ・吉川法律事務所（電話 03-6452-9212 メール gaibutsuho_mizunokai@kikkawa-low.org）

相談があった場合は、職員倫理要綱に基づき、プライバシーの保護に十分留意しながら、迅速に事実確認を行い、必要な措置及び再発防止策を講じます。また、相談したことや調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けることは一切ありません。